平成２３年（フ）第１４５２号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番531―401号
債務者　中田　友子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋401番地５、前住所兵庫県赤穂市加里屋30番地の12
債務者　井上　靖史
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県豊岡市城崎町湯島219番地
債務者　中村　文明
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
山形県天童市大字道満256番地
債務者　伊藤　紀彦
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
新潟県上越市吉川区泉1745番地
債務者　中嶋　春雄
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船﨑　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４６３号
神戸市灘区記田町２丁目３番４―309号、住民票上の住所神戸市中央区国香通２丁目１番16号　井上ビル502号
債務者　渡辺　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９３号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目17番５号
債務者　新田　育三
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋174番地
債務者　西　　敏子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３９２号
秋田市土崎港中央６丁目13番20号　エスポワール未来203
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４３号
秋田市牛島西３丁目６番60号
債務者　熊地　沙織
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
長野県茅野市仲町７番８号
債務者　中村　金子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３９号
和歌山県新宮市池田１丁目３番26号
債務者　北村　行彦
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５２号
山形市白山３丁目９番３―507号　セレーネ白山
債務者　菊地　雅也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
函館市西旭岡町１丁目30番地４
債務者　工藤　恵理
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台34番２号
債務者　松下裕美子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部